

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部スポーツ推進課(指定管理者) No.001

処 分 名	体育施設の使用の許可の取消し等
処 分 の 概 要	教育委員会(指定管理者が管理している場合は、指定管理者)は、一定の事由に該当するときは体育施設の使用許可を取り消すこと等ができません。
根拠条例等・条項	春日部市立体育施設条例（平成 17 年条例第 190 号）第 8 条、第 21 条
処 分 基 準	<p>教育委員会は、使用者が以下のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができます。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 春日部市立体育施設条例又はこれに基づく規則に違反した場合。(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可をうけた場合。(3) 職員の指示に従わない場合。(4) 暴力団の利益になることが判明した場合。(5) その他管理上支障がある場合。 <p>使用者は、次に掲げる事項を守らなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 許可なく附属設備その他の器具等を搬出しないこと。(2) 許可された使用目的以外に施設及び附属設備その他の器具等を使用しないこと。(3) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。(5) 許可なく火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。(6) 許可なく物品の販売や陳列をし、又は金品の寄附や集金行為をしないこと。(7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障を来す行為をしないこと。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市立体育施設条例

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第6条、第8条から第11条までの適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

第3条

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。